

人事委員会規則四―五（職員の任用）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

人事委員会規則四―五（職員の任用）の一部を改正する規則
規則四―五（職員の任用）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（選考による採用） 第二十六条 次に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。 一 秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）第二百四十五条第四項並びに秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）第十五条第三項及び第三十条第三項に規定する主査並びにこれに相当する職以上の職 二 略	（選考による採用） 第二十六条 次に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。 一 秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）第二百四十五条第四項 に規定する主査及びこれに相当する職以上の職 二 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。